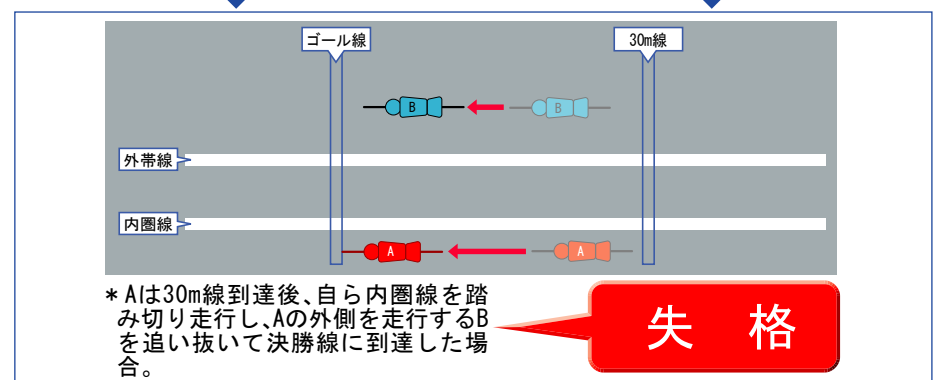
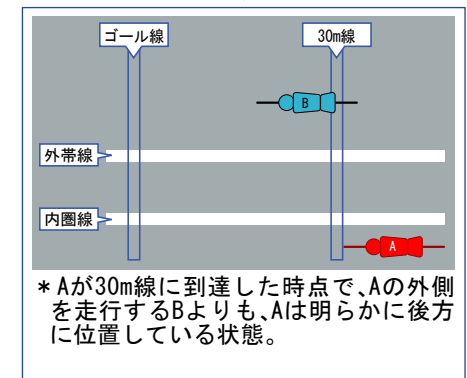
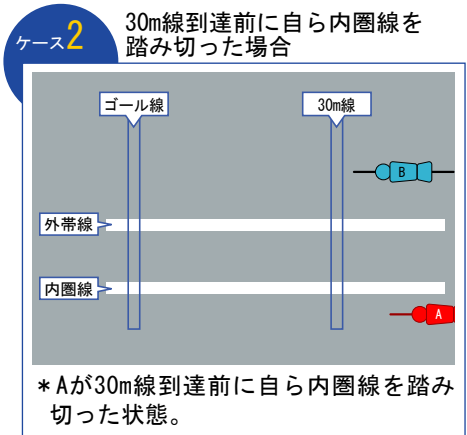
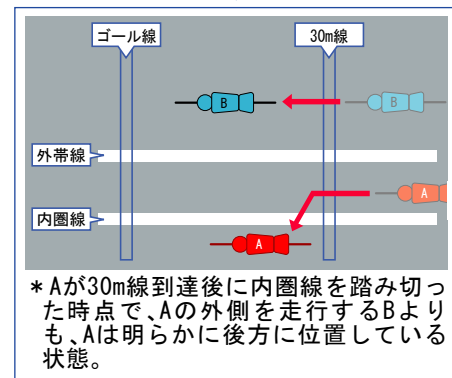
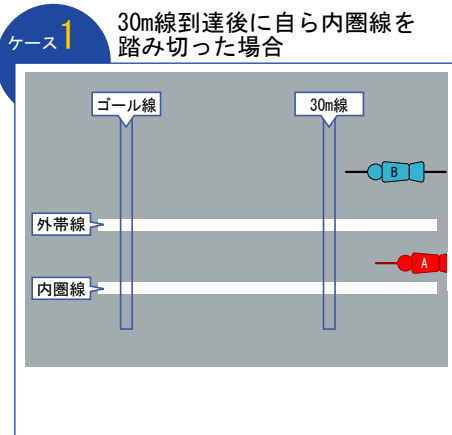


免責事由 他の選手の妨害行為などにより、その走行以外に方法がなかった場合は、免責となり失格にならないことがあります。

■ 新たな失格基準について

【自ら内圏線を踏み切って外側を走行する他の選手を追い抜いて決勝線に到達した場合(最終周回30m線到達後)】

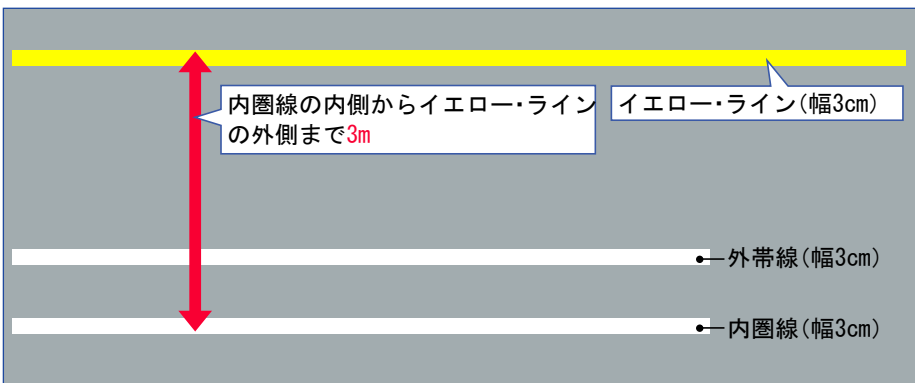


新ルール
2

「イエロー・ライン」の新設

新しく「イエロー・ライン」を設け、全選手の先頭を走行する選手がこの線より上方の競走路へ走行することを禁止し、牽制行為を抑止することを目的とします。

■イエロー・ラインの設置位置について



※イエロー・ライン上はイエロー・ラインの内側とする。

■本基準を適用する場所

333. 3m、335mバンク

【最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ラインから最終周回バック・ストレッチ・ラインの間】
400m、500mバンク

【最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインから最終周回バック・ストレッチ・ラインの間】

例えば、400mバンク(5周競走の場合)では【第3周回バック・ストレッチ・ラインから最終周回(第5周回)バック・ストレッチ・ラインの間】となります。



免責事由

他の選手の妨害行為などにより、その走行以外に方法がなかった場合は、免責となり本規定を適用しないことがあります。

■新たな判定基準

全選手の先頭を走行している選手のみ、本基準の対象となります。

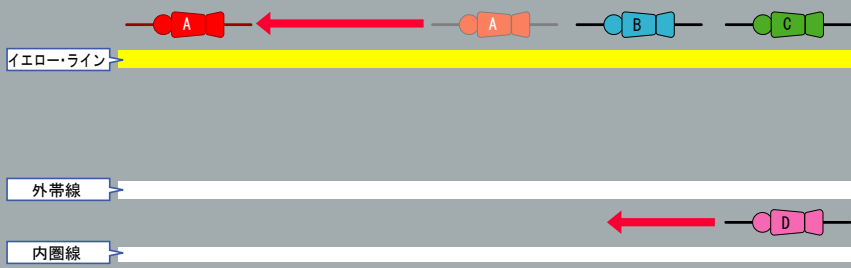
失格

ケース1

全選手の先頭を走行している選手が、自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行したので、失格になります。

B、Cはイエロー・ラインを越えていますが、全選手の先頭を走行しておらず本基準の対象とはならないので、違反ではありません。



失格

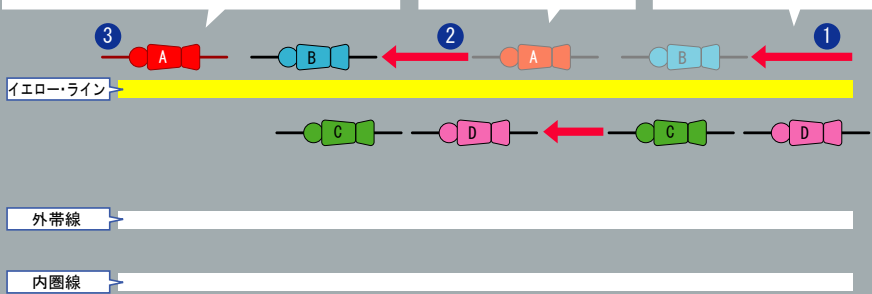
ケース2

イエロー・ラインの外側を走行している選手が、全選手の先頭に位置した後もイエロー・ラインの内側に復することなく、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

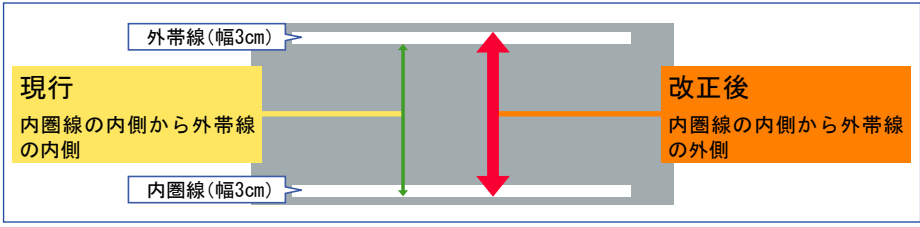
3 AはCを追い越して全選手の先頭を走行することになった後、イエロー・ラインの内側に戻れる状況にありながら、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行したので、失格になります。

2 AはCを追い越して全選手の先頭を走行することになったが、この時点では、本基準の違反とはなりません。

1 A、B両選手がC、D両選手を交わすためにイエロー・ラインを越える行為は本基準の違反とはなりません。



※全選手の先頭を走行している選手が、自らイエロー・ラインを下方から越えてイエロー・ラインの外側を走行した場合は重注となります。



選手が競走時に違反行為をした際、その違反行為に対して付与されるもの。「失格」「重大走行注意(重注)」「走行注意(走注)」という判定区分ごとに点数が異なり、その累積により、選手は、あっせん停止措置を受けたり、選手訓練の受講対象となったりします。

■平成15年12月31日を節の初日とする開催から適用される違反点の一覧

条 項	失格	重注	走注	条 項	失格	重注	走注
第11条(敢闘の義務)		10	2	第14条第3項(中割りの禁止)		10	—
第11条の2(過失走行の禁止)		10	2	第15条(内圏線踏切りの禁止)		10	2
第12条(競走の方向)		—	—	第16条(イエロー・ライン踏切りの禁止)		10	—
第13条(内側差込み等の禁止)	25	10	2	第58条(先頭員早期追抜きの禁止)		10	—
第13条の2(外帯線内進入の禁止)		10	2	第59条(誘導行為に対する妨害等の禁止)		10	—
第14条第1項(押圧、押上、押合いの禁止)		10	2	第70条第1項第4号(周回数誤認の禁止)		—	—
第14条第2項(斜行、蛇行の禁止)		10	2				

* 第12条、第70条第1項第4号は「重注」「走注」の判定区分はありません。
* 第14条第3項、第16条、第58条、第59条は「走注」の判定区分はありません。

■違反点の累積に伴うあっせん停止措置

選手は、毎月終了時点における直近前の4ヶ月間の違反点の累積が120点以上となった場合には、あっせん停止措置を受けます。

■違反点公開について

選手の直近前の4ヶ月間の違反点の累積状況を毎月2回程度定期的に「競輪らんど」(<http://www.keirin.go.jp/>)において平成16年1月(平成15年9月～12月開催分の違反点)から公開します。

■その他改正点

1 第58条(先頭員早期追抜きの禁止)重注基準の変更

現在、競走選手は、先頭員が下記の間にいるときに追い抜くと、第58条重注という判定をされています。

●周長が333.3m及び335mバンク

最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ラインを越えて、最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ラインに到達するまでの間

●周長が400mバンク

最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインを越えて、最終周回前回のバック・ストレッチ・ラインに到達するまでの間

●周長が500mバンク

最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインを越えて、最終周回前回のバック・ストレッチ・ラインに到達するまでの間

今回、その重注基準を下記のとおり変更します。

●周長が333.3m及び335mバンク

最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ラインを越えて、最終周回前々回の標識線(第4コーナー付近)に到達するまでの間

●周長が400mバンク

最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインを越えて、最終周回前回の標識線(第2コーナー付近)に到達するまでの間

●周長が500mバンク

現行どおり

例えば、周長が400mバンク(5周競走の場合)では先頭員が第3周回バック・ストレッチ・ラインを越えて、第4周回の標識線(第2コーナー付近)に到達するまでの間に競走選手が先頭員を追い抜いた場合は重注となります。

2 自ら落車した場合の判定

現行、自らの違反行為により落車した場合、他の選手に落車等の支障を与えていなければ重注と判定していましたが、今後はこれを失格と判定します。また、自ら車体故障し事後の競走に重大な支障を生じた場合についても同様です。

※ただし、他の選手の違反行為が複合している場合は、失格とはなりません。